

(その132) 養子縁組、名義変更、一度に重なり困惑が解決(2016.9)

7月初旬、浅田に住むAさん(71歳)が友達の紹介で相談センターに見えました。

長男が6月下旬に子供3人(20歳、17歳、14歳)を残して亡くなり、長男の嫁は数年前に離婚して音信不通とのことでした。

亡くなった長男は3人の子供を受取人として生命保険に入っていました。保険会社から生命保険の受取人が未成年だから裁判所で未成年後見審判申請手続きをするようにと言われたが、面倒くさい書類を提出しなければならないので困っているという相談でした。未成年後見の手続きに取り組みましたが裁判所の承認が下りるまで数ヶ月かかることも分かり申請を取り下げました。

経験を生かした提案

所長は、以前の相談経験を活かし、未成年後見手続きをするよりお孫さんを養子にした方が簡単ですよと提案しAさんも3人の孫も納得したので、区役所区民課の戸籍係に問い合わせたところ「15歳以上のお孫さんでしたら2人の証人が署名押印すれば受け付けます」とのことです。所長とMさんが証人になり、まず2人の孫を養子縁組し、末の孫が10月で15歳になるのでその時に養子手続きをすれば生命保険が下りることも判明しました。

次に長男名義だったマンションの住宅ローンは生命共済の手続きをして完済し、抵当権抹消するためにマンションの所有を20歳の孫名義に変更し手続きを完了しました。

Aさんは10回以上相談センターにきて必要な住民票、戸籍謄本や死亡診断書、市民税算出の申告書、養子縁組した新しい戸籍謄本等の書類を取り寄せ相談センターのサポートで全ての手続きを完了しました。

Aさんは「ここに来ると心が癒されるんですよ。本当に助かりました」とホッとした笑顔でお礼に見えました。